

特記仕様書

工事番号	管樹8-4
工事名	都市公園等の樹木剪定等工事(南部地区)
工事場所	宇治市 南部地内
契約期間	令和8年6月11日～令和9年3月31日

1. 適用範囲

本特記仕様書は「管樹8-4 都市公園等の樹木剪定等工事(南部地区)」(以下「本工事」という。)に適用する。

2. 総則

(総則)

本特記仕様書は本特記仕様書によるほか、

<宇治市> 「土木工事共通仕様書(案)」(以下「宇治市共通仕様書」という。)
「土木工事施工管理基準」

<近畿地方整備局> 「土木工事共通仕様書(案)」

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

<京都府> 「土木工事共通仕様書(案)」(以下「京都府共通仕様書」という。)
「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

3. 工事内容

本工事は、市内一円(南部地区)の公園、遊園、緑地、緑道(以下「公園」という)を対象とし、樹木の剪定等の維持管理工事を行うものであり、本工事の実施については、随時、発注者から受注者への指示書によるものとし、その具体的内容(箇所(公園名称)、種別、数量等)は、打合簿により指示するものとする。

4. 施工体制台帳及び施工体制図

(施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負人及び警備業者を必ず記載すること。

5. 建設副産物

(廃棄物の処分)

1) 一般廃棄物の搬出

本工事に伴い発生する一般廃棄物は以下により処分するものとする。

ア) 処分地は下記の場所とし、搬入に際しては、処分地の搬入基準を満たさなければならない。

一般廃棄物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件
剪定枝 (注1参照)	城南衛生管理組合 (奥山リユースセンター) 0774-53-3581	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日
除草ゴミ・ 可燃ゴミ (注2参照)	城南衛生管理組合 (クリーン21長谷山) 0774-52-2433	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日

注1) 搬入基準：剪定枝の径が10cm以下、長さ200cm以下のもの。(木の根、竹、夾竹桃、シュロの木、うるし、あせび、除草ゴミの搬入は不可)

注2) 竹、夾竹桃、シュロの木、うるし、あせびは直径5cm以下、長さ50cm以下にし、可燃ゴミとして処分する。

イ) やむをえない事情により、上記処分地により難しいときは、監督職員と協議しその指示によるものとする。

ウ) 剪定及び樹木撤去、倒木処理業務において発生する概ね幹周0.4m以上の幹は、枝を掃い受入が可能な業者に搬出すること。

エ) 本工事に伴い発生する処分地の費用は、本工事費に含まれる。

2) 収集運搬車両の表示

工事完了時に廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出しなければならない。

(産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「廃棄物処理計画書(報告書)」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	廃棄物処理
計画	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図
	○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
	○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し

	<p>○仮置きする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
	<p>○指定地処分で処分地の変更が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
	<p>再生資源利用計画書（実施書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進計画書（実施書）
変更	<p>○当初計画から数量のみの変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更計画書は不要
	<p>○処分地の変更（当初計画書からの変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し <p>○運搬方法の変更（当初契約書からの変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
	<p>○再生資源利用計画書（実施書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要
報告	<p>○廃棄物処理報告書</p> <p>○「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」</p> <p>※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等</p> <p>○再生資源利用実施書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進実施書（Excel データ含む） <p>○写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 <p>【自己運搬処理の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名 <p>【委託運搬処理の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

6. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

（承認又は立会確認）

受注者は、下記の項目及び指示した項目において、監督職員と協議の上、承認又は立会を受

けなければならない。

- 1) 作業上支障となるものの処理
- 2) 仕様書で指定している以外の薬剤（農薬）を使用したいとき、その種類、濃度等に関すること
- 3) 公園の敷地外からの作業を要するとき（軽微なものは除く）
- 4) 仕様書により難しい内容
- 5) その他、監督職員が必要と判断する内容

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

7. 工事中の安全確保

(工事現場のイメージアップ)

- 1 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施すること。
- 2 イメージアップの実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め提出すること。また、工事完了時には、イメージアップの実施写真を監督職員に提出すること。

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書（第51条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（(財)建設業適正取引推進機構）

9. 環境対策

(環境等の保全)

- ・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- ・調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

10. 交通安全対策

1) 交通誘導警備員の配置

現場条件により、発注者から交通誘導警備員の配置の指示があったときは、交通誘導警備員を配置しなければならない。

2) 安全施設の設定

作業中は公園の入口に「剪定等作業中」の看板を設置するとともに、作業区域内に公園利用者が立ち入らない措置を講じなければならない。また、必要に応じてフェンス等を設置するなど安全対策を講ずるものとする。

3) 公園内使用規制

受注者は、公園の全部または一部について、使用を規制して業務を行う際は、第三者が立ち入らないようにネットフェンス等で囲み安全には十分留意しなければならない。また、作業終了後も引き続き規制するとき（資材、材料及び建設機械等の占用も含む）は、同様の措置を講じなければならない。

4) 道路上での作業

ア) 道路上で作業を行う必要があるときは、受注者は、標識類、防護柵等の安全施設類については、「道路標識令」、「道路工事における表示施設等の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準（案）」等の諸基準により、安全施設类等設置計画を立案し、監督職員に提出するものとする。

イ) 上記については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者、所轄警察署等との打合せの結果、または条件変更等に伴い安全施設类等設置計画を変更するときは、監督職員と協議するものとする。

ウ) 安全施設类等設置計画に基づき資材・材料等は歩行者・自転車の通行に支障がないように道路端に整然と並べバリケードなどで囲むものとする。

エ) 道路使用許可時間外は道路上に資材、材料及び建設機械などを放置してはならない。

5) 写真の提出

受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し完了届提出と同時に提出しなければならない。

11. 施工時期及び施工時間の変更

(施工時間)

本工事における作業時間は、本庁の開庁日（土曜日、日曜日、祝日以外の日）の午前 9 時 00 分から午後 5 時の間に行うものとする。施工時間の前後 30 分は、準備・後片付けの作業を行うことができる。ただし、地元要望等により上記日以外及び上記時間以外に作業を行う必要がある

ときは、受注者はあらかじめ所定の様式により発注者の許可を得るものとする。

1 2. 保険の付保及び事故の補償

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	
掛金収納書の写し	契約時	
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

1 3. 提出書類

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
交通誘導警備員		

1 4. 提出書類（その他）

本工事の履行にあたり、下記の資格書等を提出すること。

提出書類	提出期限	様式
街路樹剪定士資格書（写し）	契約締結後7日以内	—
農薬管理指導士資格書（写し）	契約締結後7日以内	—
事業系一般廃棄物搬入承諾申請書	契約締結後7日以内	まち美化推進課様式
農薬使用簿	工事完了届と同時に	1 1

1 5. 用語の定義

- 1) 高木とは樹高3.0m以上、中木とは樹高1.0m以上3.0m未満、低木とは樹高1.0m未満とする。なお、樹木の規格・仕様は剪定後の高さで判定する。
- 2) 幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれている場合の幹周は各々の総和の70%とする。
- 3) 寄植とは、株物、一本立てを密植したものをいう。また、生垣とは、帯状に列植されたものをいう。
- 4) 刈込の施工数量は、寄植刈込については仕上がりの大きさの植地面積（投影面積）、生

垣刈込については刈込後の表面積とする。

16. 受注者の負担

本工事において発生し得る以下の項目に係る費用については、原則として受注者負担とする。

- 1) 本仕様書、設計図書等に明記されていない軽易な作業
- 2) 本業務に必要な諸手続、立会等
- 3) 作業内容に応じて必要な協議資料の作成及び申請（道路使用許可を含む）

17. 受注者の損害の賠償

本工事に伴い、公園等の施設、樹木等及び第三者に損害を与えたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者がその費用を負担する。

18. 作業期日等

発注者が作業期日又は作業期間を指定する場合はその期日又は期間中に、指定をしない場合は速やかに作業を完了させること。ただし緊急時等の作業については、監督職員の指示によるものとする。

19. 樹木剪定等の資格

樹木の刈込又は剪定を行うに際しては、街路樹剪定士の資格を有する者を配置しなければならない。

20. 薬剤散布等の資格

薬剤散布を行うに際しては、農薬管理指導士の資格を有する者を配置しなければならない。

21. 作業方法等

本工事における作業を行うにあたっては以下によるものとする。

1) 刈込・剪定

刈込及び剪定は、樹木のそれぞれの性質、形状を熟知した上で、指示内容に基づき樹形等を整えるものとするが、状況に応じて監督職員と協議の上でその程度を決定する。

2) 薬剤散布

薬剤の散布は病虫害防除を目的とし、以下の事項を遵守し作業を行うものとする。

ア) 薬剤散布の農薬は、病虫害防除のため必要最小限使用するものとする。ただし本農薬では効果が望めない場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬を選定の上、監督職員と協議する。

イ) 使用する薬剤は、ラベルに記載されている使用方法（使用回数・使用量・使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

ウ) 現地混用は、決して行わない。

エ) 薬剤散布は、無風又は風が弱い時に行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、農薬の飛散を抑制するノズルを使用する等、農薬の飛散防止に最大限努める。

オ) 薬剤を散布するときは、事前に近隣住民への周知に努め、薬剤散布の前日までに、近隣住宅へ別紙「公園樹木の薬剤散布に関するお知らせ」を各戸配布するとともに、公園の入り口付近等に薬剤散布実施のお知らせの看板を設置する。

カ) 散布時は、立看板の表示及びフェンス等により、散布区域内に公園利用者が入らな

いようにする。

キ) 受注者は、農薬を使用した年月日、場所および対象植物、使用した農薬の名称ならびに希釈倍数について記帳した農薬使用簿を提出する。

ク) 受注者は、農薬使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民等からあったときはただちに作業を中止し、監督職員に報告する。

3) 除草

ア) 作業は機械除草を基本とし、植栽やフェンスの際等、機械除草し難い箇所を人力除草とする。

イ) 機械除草で使用する機材は、肩掛け式草刈機(カッター径 255mm)とし、これにより難いときは、あらかじめ監督職員と協議し、承認を得なければならない。

ウ) 作業中は除草ゴミ等が周囲に飛散しないよう養生を行うものとする。

エ) 作業に伴う障害物の除去は本業務に含むものとする。

オ) 除草後に園内清掃を実施し、残廃やゴミを収集し場外にて処分する。

2 2. 監督職員への報告

下記の項目に該当する事案が発生したときは、直ちに監督職員に報告し対応について協議しなければならない。

1) 住民等から作業の中止、変更その他要望があったとき

2) 公園等の管理上危険な樹木及び公園施設等を発見したとき

3) 除根等作業において地下埋設物等が支障となるとき

4) 通行人、周辺家屋及び車両等に損害を与えたとき

5) 発注者が指示した作業期日又は作業期間に、作業を完了できないことが判明したとき

2 3. 写真管理

写真管理については、別表によるものとし、必要に応じて監督職員との協議により撮影頻度を増減できるものとする。

2 4. 適用単価の協議

幹周・樹高にかかわらず、現場や樹木の状況及び作業内容等によって適用する単価を調整することがあるため、このときは監督職員と協議を行うものとする。

2 5. 支払い

1) 工事期間中に発注者が受注者へ発行する指示書に基づき受注者が工事を完成させたときは、工事料を受注者の請求により発注者が支払う。

2) 工事料の支払いを受注者が求めるときは、完了届及び出来高届を提出し、必要書類を整え完了検査を受けなければならない。

2 6. その他

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(指名停止要領 10 条の遵守について)

受注者は、宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全

部若しくは一部を下請け、受託させてはならない。

(施工計画書の携帯)

受注者は、本工事における施工内容を理解したうえで施工計画書を作成し、現場での作業中は施工計画書を常に携帯し、第三者から提示を求められた場合は提示しなければならない。

(不正軽油使用の防止の徹底)

ア) 受注者は、建設機械等の燃料としての軽油は JIS 規格軽油以外のものを使用してはならない。

イ) 下請業者等に対しても、不正軽油使用防止の指導・監視を徹底しなければならない。

ウ) 受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

(公園緑地課共通キーについて)

施錠されている公園等での作業や作業用車両の乗り入れの際は、公園緑地課にて貸し出している全公園共通キーが必要なので、借用申請を行い借用し、工事期間終了後に返却しなければならない。

(苦情等の対応について)

作業中に近隣住民から苦情があったときは真摯に対応し問題の解決をはかるものとし、受注者にて対応し難いときはただちに監督職員に連絡し、指示を仰ぐものとする。

令和〇年〇〇月
宇治市役所公園緑地課

公園樹木の薬剤散布に関するお知らせ

日頃から、宇治市公園行政に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

隣接の公園樹木において病害虫が発生しましたので、近隣住宅への被害拡大防止のため病害虫駆除を下記の期日で行います。

薬剤散布時には、公園の利用を控える・窓を閉める・洗濯物を屋外で干さない・小鳥、金魚などの小動物を屋内に入れるなどのご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、作業に関しては以下の点に注意を払い作業をします。

- 住民の皆様に対する薬剤の影響を最小限にとどめるよう配慮します。
- 農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を受けた農薬のラベルに記載された使用方法（使用回数・使用量・使用濃度・適用病害虫）を守って使用します。
- 風向き、ノズルの向き等に注意し、強風時には散布を控えます
- 散布時には通行人等に被害を及ぼさないように注意を払います。

記

実施期日： 令和〇年〇〇月〇〇日 早朝・AM・PM
*雨天・強風の場合は順延あり

実施機関： 宇治市都市整備部公園緑地課公園係
担当者 ○○ TEL 0774-22-3141（代表）

受注者： ○○造園
担当者 ○○ TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(写真管理箇所及び撮影頻度)

撮影頻度は1公園当り

種 別	工 種		写真管理項目	
			撮影箇所	撮影頻度
着手前、施工中、完成後の各段階の状況	刈込工 寄植・生垣・藤棚		全景又は代表部分	25 m ² 未満 1箇所 ～50 m ² 未満 2箇所 ～100 m ² 未満 3箇所 ～100 m ² 以上 4箇所以上適宜
	剪定工	中木・高木 C=0.6m未満	全景又は代表部分	5本当り 1箇所
		高木 C=0.6m以上	全景	全数が確認できること(数本をまとめたの撮影は可)
	薬剤散布工 藤棚・低木		全景又は代表部分	50 m ² 未満 1箇所 ～100 m ² 未満 2箇所 ～500 m ² 未満 3箇所 500 m ² 以上 4箇所以上適宜
	薬剤散布工 中木・高木		全景又は代表部分	5本未満 1箇所 ～10本未満 2箇所 ～50本未満 3箇所 50本以上 4箇所以上適宜
	樹木撤去工 C=0.3m未満		全景又は代表部分	5本当り 1箇所
	樹木撤去工 C=0.3m以上 倒木撤去工		全景	全数が確認できること(数本をまとめたの撮影は可)
	支柱工 支柱撤去工		全景又は代表部分	5本未満 1箇所 ～10本未満 2箇所 ～50本未満 3箇所 50本以上 4箇所以上適宜
	除根工 C=0.3m未満		全景又は代表部分	5本当り 1箇所
	除根工 C=0.3m以上		全景	全数が確認できること(数本をまとめたの撮影は可)
	除草工		全景又は代表部分	100 m ² 未満 1箇所 ～500 m ² 未満 2箇所 ～1000 m ² 未満 3箇所 1000 m ² 以上 4箇所以上適宜
	特殊機械等 トラッククレーン 高所作業車 ラフテレーンクレーン	運転状況		作業中 各1回
	安全費 交通誘導警備員	配置状況		配置人員が確認できること
廃棄物等運搬	搬入状況(処分地確認)		初回のみ搬出先1箇所につき1回	
安全管理	各種安全施設の設置状況		1回/1設置箇所	

刈込工、剪定工、薬剤散布工、樹木撤去工、倒木撤去工において、発注時に規格寸法の表示が無いとき又は現地と異なるときは、規格寸法が確認できる写真の撮影を提出